

平成27年3月定例会で 附帯決議が可決されました

決議案第1号

議案第24号 平成26年度高浜市一般会計補正予算 (第7回) に対する附帯決議

平成27年3月定例会の補正予算審議において、「高浜市役所本庁舎整備事業債務負担行為」、「土地境界測量及び表題、分筆登記申請業務委託事業」にかかる補正予算が可決され、今後の高浜市の公共施設整備計画の実質のスタートとなる。よって、この執行については、今後の公共施設あり方計画(案)推進プランの実施に対して、財源確保はもとより財政負担の軽減や費用の平準化を図るためのあらゆる手法を駆使し、耐震をはじめとする維持保全による長寿命化を図り、安全・安心の確保、利便性の公平性、機能の充実、管理の明確化なども推進され、市民の理解のもとに公共施設が適正に整備されるべきである。より良い資産を次世代につなげるために、限りある財源のもとで、中長期にわたる計画により、まちづくりを効果的・効率的に推進すべきと考え、以下の件について着実に遂行されることを決議する。

1. (仮) 公共施設適正化条例の制定

- ①今後のまちづくりにおける公共施設整備の取り組みに対する理念を示し、市民理解を得るよう情報共有を図ること。
- ②市・市民・関係団体・事業者・議会が、それぞれの責務を踏まえ、公共施設の適正化の理念に基づき、適正整備に取り組める枠組みを示すこと。
- ③平成28年度予算編成前までに制定すること。

2. 第三者機関の委員会等が設置できる体制づくりの構築

- ①計画の進行管理・評価・検証・計画見直し等の意見・提言を行うこと。

3. 中長期的な整備計画・財政計画等の策定

- ①財政根拠を持った総合管理計画を策定すること。
- ②社会情勢等による見直しを図ること。
- ③議会への報告・公表を行うこと。

以上が、附帯決議の案文です。

この附帯決議の案文内容の遂行については、高浜市議会が現在設置している「公共施設あり方検討特別委員会」等の受け皿としての委員会が、しっかりと設置してあることを前提とし、今後の高浜市における公共施設の整備に対して、議会も情報を共有され、責任を持つ、という思いを持ち可決されました。